

# 兵庫県第7次栽培漁業基本計画

〔 水産動物の種苗の生産及び放流並びに  
水産動物の育成に関する基本計画 〕

平成28年3月

[一部変更 令和4年3月]

兵 庫 県

## 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画

栽培漁業は、水産動物の減耗が激しい卵から幼稚仔までの時期を、人の管理下に置いて種苗を生産・育成し、これを天然海域に放流することで積極的に資源を増大させ、漁獲の増加を図る重要な政策である。特に高度経済成長期からの干潟の埋立て等による水産動物の産卵場・仔稚魚の成育場の減少や、漁獲努力の過剰等により水産資源の状態が悪化してきたことを背景として、1960年代前半に瀬戸内海から開始され、沿岸漁業を中心とした漁業者の経営の安定にも直接的に寄与することから、現在では漁業の振興に大きな役割を果たしている。

本県の栽培漁業は、瀬戸内海側において1960年代後半にクルマエビから事業が始められた。その後、マダイ、ヒラメ、ガザミ、アワビ類等、放流対象種・放流尾数とも規模を拡大するとともに、日本海側においても種苗放流を本格化させ、事業を実施してきた。この間、県栽培漁業センター、但馬栽培漁業センター、神戸市栽培漁業センター、(公財)ひょうご豊かな海づくり協会明石事業場、淡路事業場等の施設整備が進められ、種苗放流に取り組む体制の整備を図ってきた。

平成23年以降は、第6次栽培漁業基本計画のもと栽培漁業を推進してきた。近年ではキジハタやアサリの種苗生産技術の開発に取り組んでおり、一定の成果が得られているとともに、漁業者からはオニオコゼやサワラの漁獲量増加に関する情報が寄せられる等、引き続き栽培漁業への期待が感じられるところである。栽培漁業に関する社会的な動きとしては、瀬戸内海環境保全特別措置法の改正が挙げられる。この法改正では「瀬戸内海を豊かな海とする」ことが基本理念として定められており、具体的施策として水産資源の持続的な利用の確保を図るため、水産動物の種苗の放流に努めることとされた。県では豊かな海の再生に向けた取組の一つとして、海底に堆積した有機物を分解し漁場改善に寄与する水産動物を豊かな海再生種苗として位置づけ、令和4年度から本格的に種苗放流を進める。また、種苗生産技術の養殖業振興施策への応用にも注目が集まっている。特に貝類においては新たな疾病発生への対応や安全な県産ブランドの養殖貝類を普及する観点から県による積極的な関与が重要となっている。放流対象種を含む水産資源の管理に関しては、兵庫県資源管理指針を定めるとともに、漁業者が自ら定めた資源管理計画に基づく取組が進展している。

一方、国においては、平成27年3月に第7次栽培漁業基本方針が策定され、水産基本計画(平成24年3月23日閣議決定)に沿って我が国周辺の「身近な自然の恵み」が十分活用されるよう、栽培漁業に関する施策が実施されることとなっている。この基本方針では、放流種苗を親魚として取り残して再生産を確保する資源造成型の栽培漁業の更なる推進を始め、種苗放流と資源管理の連携強化、広域種について関係都道府県が連携して種苗放流の推進を図るための海域栽培漁業推進協議会の取組推進、集中的な放流・対象種の重点化・共同種苗生産体制の構築といった効率的かつ効果的な栽培漁業の推進が盛り込まれている。

以上のような状況を踏まえ、本県では、水産資源の維持・増大を図るとともに、安全な兵庫県産水産物の安定供給に資するため、以下に第7次栽培漁業基本計画を定め、豊かな海の実現に向けて、資源管理に関する事業、漁場整備開発事業等と連携した「つくり育てる漁業」の一層の推進に努めることとする。

## 第1 水産動物の種苗の生産及び放流並びに育成に関する基本的な指針及び指標

### (1) 本県の栽培漁業の実施体制

栽培漁業に関わる機関は相互に密接な連携を保ち、その効率的な推進に努める。

種苗生産は、受益範囲並びに生産技術等を考慮し、魚類と豊かな海再生種苗は県が、甲殻類等は（公財）ひょうご豊かな海づくり協会（以下「協会」という。）が、貝類は県と協会が共同で実施することとする。なお、県が種苗生産を行うものは協会に業務委託することとし、また、この役割分担は、種苗生産機関が各地域の要望に対応し、適切な種苗生産体制の構築を図ることを妨げるものではない。

中間育成及び放流は、協会を含む水産業界及び市町が実施し、県は技術指導及び普及を図る。

疾病対策は県水産技術センターを中心に、協会、その他種苗生産機関、国立研究開発法人水産総合研究センター（以下「水研センター」という。）等が連携して対応する。

### (2) 本県の栽培漁業の推進

県は栽培漁業を円滑に推進するため、県、漁業関係団体、関係市町、学識経験を有する者、協会等を構成員とする栽培漁業推進協議会を設置するものとする。また、関係市町・漁協等は、必要に応じ地域栽培漁業推進協議会を設置することができる。

本県の栽培漁業発展のため、水研センター及び(公社)全国豊かな海づくり推進協会との相互協力を推進する。

### (3) 放流対象種の選定

県は栽培漁業に関わる他の機関と連携し、生態系への配慮、社会経済的な要請、資源評価及び資源管理の取組、漁獲実態、技術開発の進捗状況等から種苗放流の適否を検討するとともに、種苗生産・中間育成施設的能力、地域の実情等を踏まえて放流対象種を選定する。

### (4) 海域栽培漁業推進協議会への参画

県は、近隣府県と連携した栽培漁業を実現するため、瀬戸内海海域及び日本海中西部海域の栽培漁業推進協議会（以下、海域協議会）に参画し、より広域的・効果的な資源造成型栽培漁業の推進に努める。

### (5) 広域種の取扱い

県は、都道府県の範囲を越えて移動する対象種（広域種）について、海域協議会が策定した「効率的かつ効果的な種苗生産及び種苗放流に関する計画（広域プラン）」に示された内容に従い、共同種苗生産・放流事業等に協力し、広域種の資源の回復・安定化に努める。

(6) 栽培漁業技術の養殖用種苗生産への活用

県は、安全な県産水産物の安定供給に資するため、栽培漁業施設の有効利用を図り、栽培漁業技術を活用した養殖用種苗生産を行う。

(7) 経費負担

継続的に栽培漁業を実施するため、魚種の特性、種苗配布の要望、種苗生産経費、社会情勢等を考慮し、受益者に応分の負担を求める。

(8) 漁場整備や資源管理との連携

県及び市町は、漁場整備開発事業による保護育成場づくりや、藻場・干潟の保全等により、対象種の生息適地の維持増大に努めるとともに、資源管理との連携を強化し、資源造成型栽培漁業の推進を目指す。

(9) その他

栽培漁業の推進にあたっては、沿岸における公共事業の計画及びその実施、船舶の航行等について十分配慮し、尊重する。

第2 種苗の生産及び放流又は種苗の育成を推進するのが適当な水産資源の種類

<瀬戸内海区>

広域種：サワラ、トラフグ

魚 類：マダイ、ヒラメ、マコガレイ、オニオコゼ、カサゴ、キジハタ、メバル類

甲殻類：ガザミ

貝 類：アワビ類、サザエ、アサリ、ウチムラサキ

その他：アカウニ、ナマコ

豊かな海再生種苗：マナマコ、クマエビ

<但馬海区>

広域種：ヒラメ

魚 類：マダイ、ヒラメ、オニオコゼ、カサゴ、キジハタ

甲殻類：ズワイガニ

貝 類：アワビ類、サザエ

### 第3 水産動物の放流数量の目標（令和4年度）

#### <瀬戸内海区>

魚種名	生産数量	生産サイズ	放流数量	放流サイズ
マダイ	400 千尾	20 mm	300 千尾	50 mm
ヒラメ	850 ※ <sup>1</sup>	20	450	50
マコガレイ	400	20	300	35, (20) ※ <sup>3</sup>
オニオコゼ	100	15	65	50
カサゴ	40 ※ <sup>2</sup>	20, (40) ※ <sup>3</sup>	30	40
キジハタ	20	50	20	50
ガザミ	5,000	C1(約 4.5mm)	5,000	C1(約 4.5mm)
アワビ類	100 千個	20	100 千個	20
サザエ	120	15, (7) ※ <sup>3</sup>	120	15
アサリ	2,000	5	1,000	5mm 以上
アカウニ	50	10	50	10
マナマコ	150 千尾	10	150 千尾	10
クマエビ	2,500 ※ <sup>4</sup>	15	1,750	30

※1：神戸市による種苗生産数（ヒラメ 150 千尾）を含む。

※2：姫路市による種苗生産数（カサゴ 20 千尾）を含む。

※3：() 書きは、種苗配付対象者の中間育成能力や、放流場所の海域環境を考慮して特別に認めるもの。

※4：クマエビは、豊かな海再生種苗（マナマコ・クマエビ）の生産開始にあたり、令和3年度で生産・放流終了。

#### <但馬海区>

魚種名	生産数量	生産サイズ	放流数量	放流サイズ
マダイ	300 千尾	20 mm	200 千尾	50 mm
ヒラメ	300	35	200	50
カサゴ	1	40	1	40
キジハタ	1	50	1	50
アワビ類	30 千個	20	30 千個	20
サザエ	30	15	30	15

### 第4 特定水産動物育成事業

県は、漁業者自らが行う資源管理型漁業への取組と合わせ「つくり育てる漁業」の趣旨の普及・啓発を行い、必要に応じて特定水産動物育成事業に取り組む環境づくりを行う。ただし、水産資源保護法第14条に規定する保護水面の区域で当該特定水産動物に係るもの、海上交通安全法施行令第3条及び第7条に規定する海域、港湾法第2条第3項に規定する港湾区域、同法第56条第1項の規定により県知事が公告した水域、港則法に基づく港の区域その他船舶交通の輻輳している海域は育成水面に含めないこととし、特定水産動物育成事業の実施を許可する際には、公共事業等への影響も充分考慮する。

第5 水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に係る技術の開発に関する事項

(1) 種苗の生産・中間育成・放流についての考え方

種苗生産機関は、水産庁及び水研センターが作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針(平成27年3月)」を参考に、放流予定海域の天然発生個体の形質に近く、自然環境への適応能力を有する良質な種苗の生産に努め、種苗生産の安定化や平易化、生産コストの低減に向けた技術開発を推進する。

中間育成・放流の実施者は、放流に適したサイズを考慮し、放流水域への馴化等を図り、適地への放流を推進する。

栽培漁業に関わる機関は、種苗から天然資源への疾病の感染・まん延を防止するため、必要な疾病防除対策を図るよう努める。

(2) 技術開発水準の到達すべき段階

魚種名	平成27年の技術水準	令和4年の技術水準
マダイ	Ⅳ	Ⅴ
ヒラメ	Ⅳ	Ⅴ
マコガレイ	Ⅳ	Ⅴ
オニオコゼ	Ⅳ	Ⅴ
カサゴ	Ⅲ	Ⅳ
メバル類	Ⅱ	Ⅲ
キジハタ	Ⅱ	Ⅲ
クルマエビ	Ⅳ	Ⅴ
ガザミ	Ⅳ	Ⅴ
ズワイガニ	Ⅰ	Ⅱ
アワビ類	Ⅳ	Ⅴ
サザエ	Ⅳ	Ⅴ
アサリ	Ⅲ	Ⅳ
ウチムラサキ	Ⅲ	Ⅳ
アカウニ	Ⅲ	Ⅳ
マナマコ	Ⅰ	Ⅲ
クマエビ	Ⅳ	Ⅴ

\*技術開発レベル

- Ⅰ：(A)種苗生産の基礎技術開発
- Ⅱ：(B)種苗の量産技術開発
- Ⅲ：(C)種苗の質向上と放流技術開発
- Ⅳ：(D)生産・放流・育成の一体的技術開発
- Ⅴ：(E)資源水準に応じた放流の実施

第6 水産動物の放流後の成育、分布及び採捕に係る調査に関する事項

- (1) 栽培漁業に関わる機関は、種苗放流後の成育、分布及び採捕並びに漁獲状況を把握するために連携して調査を行う。
- (2) 漁協等は、漁獲調査、標識魚の採捕状況報告等に協力し、自らも調査に努める。
- (3) 県及び協会は、対象種の知見について整理し、その生態を踏まえた、より効果的な栽培漁業の推進を目指す。

第7 その他水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関し、必要な事項

- (1) 県は栽培漁業事務処理要領を定める。
- (2) 水産業普及指導員は研究機関、市町、漁協と連携し栽培漁業技術の普及啓発を行う。
- (3) 県及び協会は、より効果的な中間育成、放流を実現するため、中間育成・放流マニュアルを作成する。
- (4) 栽培漁業に関わる機関は、漁業者、遊漁者、一般県民に対し、放流種苗の保護育成の必要性を啓発する。
- (5) 本基本計画の期間は、平成28年度から令和4年度までとする。なお、本基本計画の期間中に沿岸漁業に係る漁業事情、水面の利用の状況等に変動があった場合は、必要に応じて見直しを行う。